

重要文化財『西南院文書』第七卷

坂口 太一郎
藤本 孝一郎

【解題】

これまで筆者らは、本誌において重要文化財『西南院文書』の翻刻を公表してきた¹⁾。続稿となる本稿では、第七卷の翻刻を示すものである。まず、所収文書の概要について解説し、重要な文書に若干の考察を加えておく。

第七卷は、近世初頭の文書十二通を収める。とくに、高野山西南院とその末寺であった備前国の大滝山福生寺²⁾、隆岡山薬王寺³⁾に関わる文書が多数を占める。そのため、すでに藤井駿・水野恭一郎両氏が、『岡山県古文書集』第四輯⁴⁾において、「備前福生寺関係文書」と題して、大半を翻刻している。ただし、この翻刻は、一九六七年に丸尾弘然氏（福生寺実相院住持）が撮影した写真に依拠したものであり、原本調査はなされていない。そのため、参考となる反面、一部の文書について形態の誤認や誤読も見受けられる⁵⁾。よって、本稿で改めて翻刻を提示する意義は十分にあらう。

第七卷において、もっとも古い時期の文書と考えられるのが、(天正十九年「二五九一」)二月一日付の「木食応其書状」(第八二号)と、「木食応其書状案」(第八三号)である。これらは、「熊山御門中」すな

わち備前国帝釈山靈山寺と、その近隣の福生寺に、それぞれ宛てられたものである。管見の限り、既往の応其研究では言及されていない⁶⁾。

ここに見える熊山とは、現在の岡山県赤磐市・瀬戸町・備前市にまたがる霊山である(標高五〇八・六メートル)。その山頂には、熊山神社や国指定史跡の石積遺構として知られる熊山遺跡などがあり、中世では天台系修験道場の靈山寺(靈仙寺とも)もあった⁶⁾。また、熊山の南東麓に位置したのが、現在も続く真言宗の福生寺である⁷⁾。福生寺は、備前四十八ヶ寺の一つであり、文禄四年(一五九五)十二月に、宇喜多秀家から寺領五十石を寄進されている⁸⁾。

天保十二年(一八四一)四月に靈山寺戒光院の住職舜祐が作成した「書上帳」⁹⁾第四冊によれば、靈山寺はある時期から真言宗になり、「大滝」(福生寺)の別院であったというが、「上代・中古之変化、宗門の様子等は、古記録無¹⁰⁾之、相知不¹¹⁾申候」として、改宗の時期までは記さない。しかし、文正元年(一四六六)四月五日に、靈山寺明王院の道場に於いて、同院の僧承海が、高野山延命院の僧宥海に対して、真言密教の法流である意教流慈猛方の両部伝法灌頂を授けている¹⁰⁾。この事実から、すでに室町中期の段階で、靈山寺が真言宗であった可能性は高い。すなわち、いま取り上げる「応其書状」などが発給されたのは、ちょうど靈

山寺と福生寺の関係が密接であった時期にあたるのである。

さらに、右の伝法灌頂について注目すべきは、受者の宥海である。宥海は、のちに仙海と改名して高野山西南院の院主(第二十一世)となり、かつて靈山寺明王院で承海から授かった意教流慈猛方の法流を、弟子の忠海(西南院第二十二世)に伝えている⁽¹¹⁾。本稿で紹介する文書群からうかがえるように、近世初頭の西南院は、熊山の靈山寺・福生寺と密接な交流を結んでいたが、それは恐らく室町中期における法流伝授に端を発したものと考えられる。

さて、「応其書状」などによれば、福生寺は、もともと西南院の末寺であったが、近年になって西南院と疎遠になり、むしろ高野山多聞院に近づいて、その末寺のようになっていた。『金剛峯寺諸院家析負頼』巻一「多聞院代々先師過去帳写」(「統真言宗全書」第三四巻)によれば、この時期の多聞院院主であったと考えられる賢智房長秀(第二十世)は、備前児島の出身であり、これが多聞院の備前における勢力拡大に奏功した可能性が高い。

もともと、応其が書状を発給した前年の冬に、西南院と多聞院の間で話し合いが持たれ、以前のように福生寺は西南院の末寺に復帰したようである。応其は、靈山寺に対して、西南院と親密になるよう、靈山寺から多聞院に意見することを求めている(第八二号)。また、福生寺にも、今後別儀なく西南院との意思疎通を保つことを望んだ(第八三号)。

「応其書状」などは無年号文書であるため、正確な年次比定が必要となる。前掲『岡山県古文書集』第四輯では、天正十四年(一五八六)に比定している。また、筆者らも、以前に公表した「重要文化財『西南院文書十一巻』所収文書・記録・聖教一覽」⁽¹²⁾において、天正十四年に比定した。その判断材料としたのが、「殿下様より大仏之本願之儀、被_レ仰遣候条、近日致_二上洛候_一」(第八二号)や、「從_二殿下様、大仏殿之

儀、依_レ被_レ仰付、近日致_二上洛候_一」(第八三号)という応其の記述であった。

これらによれば、京都東山大仏殿の造営事業に携わっていた応其が、二通の書状を発給したと考えられるが、その関係史料として年未詳正月十一日付「施薬院全宗書状」(『大日本古文書 高野山文書之三』第四二六号)がある。これは、豊臣秀吉の意向によって、造営事業の統括にあたる応其に上洛を促したものであるが、『大日本古文書 高野山文書』の編者は、天正十四年に推定している。前稿では、この見解も勘案して、「応其書状」などの年次を同年と判断したのであった。

しかし、その後、登谷伸宏氏が、『兼見卿記』や応其自筆の『大仏殿御造営覚書』⁽¹³⁾にもとづき、右の正月十一日付「施薬院全宗書状」の年次を、天正十九年(一五九一)に比定している⁽¹⁴⁾。この新知見を踏まえるならば、「応其書状」などもまた、同年と考えなければならぬ。よって、前稿における天正十四年の年次比定を、天正十九年に訂正する次第である。

次に、福生寺と同じく、高野山西南院と多聞院の間で相論の焦点となったのが、備前国邑久郡福岡にあった隆岡山薬王寺(真言宗)である。薬王寺も備前四十八ヶ寺の一つであり、文禄四年(一五九五)十二月に、宇喜多秀家から寺領十五石を寄進されている⁽¹⁵⁾。

(天正十九年カ) 卯月三日付「宣宥書状」(第八七号)によれば、薬王寺と西南院は、「上代」より「由緒の地」であったが、長年の間、福生寺の意向によって関係が曖昧になり、薬王寺も多聞院の末寺のようになっていた。しかし、西南院と多聞院の協議によって、薬王寺は再び西南院の末寺に復帰したという。これに乗じて、西南院の院主である鏡尊房宣宥(第二十五世)が使僧を派遣し、薬王寺・福生寺とその檀方を積極的に取り込もうとしたことが、年未詳八月二十六日付「難波常慶書

状」(第九〇号)や、年末詳八月二十六日付「薬王寺・福生寺某書状」(第九一号)からうかがえる。

もつとも、多聞院の側も依然として、薬王寺の檀方に音信を送るなど、勢力の維持を図ったようで、木食応其から檀方である備前岡山の大工らに、注意が喚起されている。それが(天正十九年カ)卯月一日付「木食応其書状案」(第八五号)であり、多聞院が下向しても一切取り合わず、西南院の檀方であるように求めている。加えて、檀方らが以前から多聞院に位牌などを立て置いていたことに触れ、「注文」を送るならば、西南院でも位牌を立て置くことと述べているのも興味が引かれる。

これ以外にも、応其は西南院のために奔走していたようであり、薬王寺の件について、霊山寺に事情を連絡したことが、(天正十九年カ)卯月十二日付「備前熊山門中書状」(第八九号)からわかる。

このように、高野山内の子院である西南院が地方の末寺との関係を再構築し、檀方を獲得する上で、木食応其が大きく寄与していたのは見逃せない。以上の書状群は、応其の周旋能力の高さを物語る好史料といえよう。

さて、第七卷には、福生寺や薬王寺に関係しない文書も収録されている。すなわち、(慶長六年「二六〇一」)八月十三日付「木食応其書状」(第八六号)、(慶長七年)十一月二十三日付「西笑承兌書状」(第九二号)、年末詳十二月十九日付「池田正時書状」(第九三号)の三通である。

このうち「木食応其書状」(第八六号)は、のちに西南院第二十九世となる賢了房政旻に宛てられたもので、政旻の師である北室院賢榮房頼旻が高野山青巖寺に入院したことが見える。⁽¹⁶⁾頼旻は、前年の慶長五年十月一日に金剛峯寺検校に補任され、⁽¹⁷⁾青巖寺に入院したのは翌慶長六年六月三日のことであった。⁽¹⁸⁾この入院の直前にあたる五月二十一日、徳川家康は「高野山寺中法度条々」を下し、青巖寺の所領二千石のうち、千石

を住持たる検校の諸賄料に、また千石を学侶たる碩学衆八人に配分することを定めている。⁽¹⁹⁾従来、青巖寺は、開基の木食応其や殊院勢尊ら、行人方の僧が住持をつとめてきたが、頼旻の入院以後、学侶方の検校が住持として代々居住することになる。⁽²⁰⁾

応其は頼旻が青巖寺入院について徳川家康に礼を言上したことを祝し、頼旻から帷三つを贈られたことに謝意を示している。すでにこの時期、応其は近江国飯道山に隠遁していたが、高野山僧との連絡を絶やしたわけではなかったのである。

次に、「西笑承兌書状」(第九二号)は、徳川家康の寺社政策に関与した禅僧の西笑承兌が、京都から金剛峯寺検校の頼旻に宛てたものである。⁽²¹⁾文中に、「御庵室」が関東に下るとの知らせを受けたとあり、承兌はこれを「不入儀候敷」と述べる。また、「山中擯出之儀」について、「明王院」から承兌に連絡があったが、同心しなかったと伝え、高野山一山の同心がなければ、「成間敷儀候哉」と強い調子で批判している。

右の「御庵室」と「明王院」とは、高野山の学侶であった蓮華三昧院宥賢房頼慶、⁽²²⁾ならびに明王院長深房快正のことである。これより先、慶長七年四月、高野山遍照光院の院主教順房良尊が入寂し、その後住として快正が同院に入った。これに対して、良尊の弟子であった頼慶は不服を抱き、良尊の墓所に碑を建て、その碑文で快正を大いに誹謗したために、高野山を追放されたのである。⁽²³⁾承兌のいう「擯出」とは、この頼慶の追放を指すと考えられる。

実はこの頃、頼慶は承兌に頼りに接近していた。『鹿苑日録』慶長七年七月十三日条によれば、頼慶が承兌のもとを訪れ、問題の碑文を見せている。そして、承兌が助言を与えたところ、頼慶は逐一首肯したという。また、承兌の自筆文案集である『西笑和尚文案』第七冊の紙背文書には、頼慶による申状(後欠)⁽²⁴⁾があり、そこには快正に遍照光院の後住

の座を奪われた憤懣が吐露されている。高野山を追放された頼慶にとつて、自らの劣勢を挽回するためには、承兌の後援を得ることが是が非でも必要であった。

その一方、承兌は、慶長七年十一月頃に、頼慶と快正、そして金剛峯寺の有力者らにそれぞれ連絡を取り、確執の沈静化を図っていた。このことは、『西笑和尚文案』第六冊に収められた承兌の書状案三通²⁵によってうかがえるが、本稿で紹介する承兌の書状も、その新たな関係史料として位置付けられるのである。

最後に、「池田正時書状」(第九三号)は、高野山に参詣した池田久左衛門尉入道正時という人物の礼状である。西南院の世話になったことに謝意を表し、西宮の本知を安堵されたあかつきには、二石を西南院へ永代寄進することを約束している。ただし、正時については、その事蹟を明らかにしえなかった。識者の教示を得たい。

以上、重要文化財『西南院文書』第七巻の所収文書について、若干の考察を加えながら、解説を行なった。とくに、木食応其や西笑承兌の発給文書は、近世初頭の高野山や、西南院と末寺の関係を考える上で、貴重な史料といえよう。これらが、今後の研究に活用されることを期待したい。

注

- (1) 坂口太郎・藤本孝一「重要文化財『西南院文書』第一巻〜第三巻」(『東京大学史料編纂所研究紀要』第三〇号、二〇二〇年)、同「重要文化財『西南院文書』第四巻」(同上第三三号、二〇二二年)、同「重要文化財『西南院文書』第五巻・第六巻」(同上第三三三号、二〇二三年)、坂口太郎・鈴木智大・藤本孝一「重要文化財『西南院文書』第九巻」(同上第三四号、二〇二四年)。
- (2) 思文閣出版、一九八一年。

(3) ただし、(天正十九年)二月一日付「木食応其書状案」(本稿第八四号)は、正文(本稿第八二号)との重複を避けて、収録されていない。

(4) 例えば、年末詳八月二十六日付「難波常慶書状」(本稿第九〇号)の端裏切封ウハ書が、包紙ウハ書と誤認されている。また、年末詳八月二十六日付「薬王寺・福生寺某書状」(本稿第九一号)の端裏切封ウハ書が、書状の翻刻と乖離し、「福生寺某書状断簡」として独立しているのは問題である。

(5) 木食応其の発給文書については、前田正明「発給文書からみた木食応其の動向」(『和歌山県立博物館研究紀要』第一六号、二〇一〇年)付載の「木食応其発給文書一覽」に一覧化されているが、本稿で紹介する重要文化財『西南院文書』第七巻所収の応其発給文書は、すべて見えない。

(6) 備前熊山や帝釈山霊山寺については、「吉備考古」第八六号熊山特輯(一九五三年)、熊山町史編纂委員会編『熊山町史大字史』(熊山町、一九九三年)第二章「奥吉原」、仙田実『霊山熊山』(日本文教出版、二〇〇三年)など参照。

(7) 大滝山福生寺については、丸尾弘然『大滝山物語』(大滝山実相院、二〇〇〇年)、前注前掲仙田著書など参照。とくに、『大滝山物語』の資料編には関係史料が網羅されており、有益である。

(8) 文禄四年(一五九五)十二月吉日付「備前国四拾八ヶ寺領并分国中大臣領目録写」(藤井駿・水野恭一郎編『岡山県古文書集』第二輯「備前金山寺文書」第六五号)。

(9) 岡山県金山寺所蔵。編集子「熊山雜記其の二」(『吉備考古』第八七号、一九五三年)所収。

(10) 文正元年(一四六六)卯月五日付「承海授宥海伝法灌頂印信紹文」(『西南院寺蔵文書』第三函第四〇号第三番)、「承海授宥海伝法灌頂印信印明」(同上第三函第四号第二番)。

(11) 「宥海授忠海伝法灌頂印信血脈」(『西南院寺蔵文書』第三函第四号第四番)。

(12) 注(1)前掲「重要文化財『西南院文書』第一巻〜第三巻」付載。

(13) 石川真弘・大内田貞郎・金子和正・河合忠信・木村三四吾「業余稿叢

四木食心其大仏殿御算用事 附大仏殿御造営覚」(『ビブリア』第四三
号、一九六九年)。

- (14) 登谷伸宏「秀吉政権と東山大仏殿の造営」(『日本史研究』第六九八
号、二〇二〇年)。なお、大桑斉「天正寺の創建・中絶から大仏造営
へ」(『日本近世の思想と仏教』法藏館、一九八九年。初出一九八三年
一一五頁も、正月十一日付「施薬院全宗書状」について、「天正十四年に
この文書を比定することは困難であると思われる」と指摘している)。
- (15) 注(8) 前掲文禄四年十二月吉日付「備前国四拾八ヶ寺領并分国中大
社領目録写」。

- (16) 頼旻と政旻の師弟関係については、『金剛峯寺諸院家析負輯』巻六
「先師歴代写」、巻十「北室院歴代系譜写」参照。

- (17) 「高野山検校帳」(『大日本古文书 高野山文書之七』第一六六一号)。

- (18) 「紀伊統風土記」高野山之部巻之三十一「山主検校次第」之二、第二
百十六世寺務検校法印頼旻の項。

- (19) 中村孝也『新訂徳川家康文書の研究』下巻之一(日本学術振興会、
一九八〇年。初刊一九六〇年)六四〜六六頁。なお、林見弘「慶長期に
おける徳川家康の寺院政策」(『史林』第九五巻第五号、二〇一二年)四
一〜四二頁も参照。

- (20) 「紀伊統風土記」高野山之部拾遺総分方巻之二十一「検校」の項。ま
た、慶長六年(一六〇二)十一月二十日に作製された「青巖寺并検校支
配帳」(『大日本古文书 高野山文書之六』第一二三四号)の表紙打付書
には、「北室院頼旻検校時、改青巖寺号三検校坊」とある。石井良助
「江戸時代における神社および寺院の法人格」(『法制史論集』第三巻日
本団体法史、創文社、一九七八年。初出一九七六年)一三三頁参照。

- (21) 西笑承兌の動向については、柚田善雄「西笑承兌の居所と行動」(藤
井讓治編『織豊期主要人物居所集成(増補第3版)』思文閣出版、二〇
二四年。初版二〇一一年)参照。

- (22) 頼慶の呼称「御庵室」とは、彼が以前にいた蓮華三昧院の別称であ
る。『紀伊統風土記』高野山之部 巻之十七 寺家之七「蓮華谷堂社院家」
の「蓮華三昧院」の項参照。『慶長見聞録案紙』(内閣文庫所蔵史籍叢

刊)六五)慶長十三年冬条に、「此寺を御庵室^{アセチ}と高野^ニ而申候」と記す。

『西笑和尚文案』第七冊の紙背文書に見える「頼慶申状」(七一・一五・一
六)でも、頼慶は「高野山御庵室」と称している。『西笑和尚文案』
は、伊藤真昭・上田純一・原田正俊・秋宗康子編「相国寺蔵 西笑和尚
文案 自慶長二年至慶長十二年」(思文閣出版、二〇〇七年)による。

- (23) 頼慶と快正の確執については、辻善之助『日本仏教史』第八巻 近世
篇之二(岩波書店、一九五三年)一八六頁、今枝杏子「遍照光院頼慶興
書集成並びに年譜考」(『人間文化研究科年報』第二五号、二〇一〇年)
参照。関係史料は、『大日本史料』第十二編之五、慶長十三年七月三日
条に集成されている。

- (24) 注(22) 前掲。

- (25) 『西笑和尚文案』第六冊第二八八号(「慶長七年」仲冬十日付)、第二
八九号(欠年月日)、第二九〇号(「慶長七年」十一月十一日付)。(文責・坂口)

〔付記〕本研究に御協力いただき、『西南院文書』の翻刻・図版掲載を御許可
くださった、和田友伸師(西南院上綱)に深甚の謝意を表す。また、原本
調査に御高配を賜った高野山霊宝館、調査・撮影に御協力くださった渡邊正
男・山家浩樹・末柄豊・木村真美子の諸先生にも、厚く御礼を申し上げる。

なお、本稿は、東京大学史料編纂所共同利用・共同研究拠点における一般
共同研究「高野山西南院文書の調査・研究―高野山伝来史料の研究資源化に
むけて―」(二〇一八・一九年度)、「高野山伝来聖教興書集成にむけての調
査・研究―平安・鎌倉時代を中心として―」(二〇二〇・二一年度)、「高野山
子院伝来資料の分野横断的研究―金剛三昧院・西南院を中心に―」(二〇二
二・二三年度)、「中世神道資料を中心とした高野山子院伝来資料の研究資源
化」(二〇二四年度)などの成果の一部である。

【翻刻】

〔凡例〕

一、本稿は、高野山西南院に伝来した重要文化財『西南院文書十一卷』のうち、第七巻に収められた文書十二点を翻刻したものである。文書番号は、坂口太郎・藤本孝一「重要文化財『西南院文書』

第五巻・第六巻」(『東京大学史料編纂所研究紀要』第三三号、二〇二三年)をうける。

一、翻刻は、高野山霊宝館に寄託中の原本および二〇一八年度東京大学史料編纂所一般共同研究「高野山西南院文書の調査・研究」(研究代表者坂口太郎)における撮影画像によって行なった。ただし、第七巻は焼損があるため、焼損発生以前に撮影された東京大学史料編纂所架蔵のマイクロフィルムも参照した。

一、花押は、本文の相当箇所(花押)のように記し、稿末に花押集として掲げた。花押集における番号は、前掲坂口太郎・藤本孝一「重要文化財『西南院文書』第五巻・第六巻」をうける。

一、字体は、原則として常用漢字を用いたが、一部の異体字・略体字については残した。

一、改行は原則として原本通りとし、折紙の段は「」記号を以て示した。

一、本文には、読点(、)・並列点(・)を付し、くりかえし記号は「々」「く」を以て示した。

一、文字が磨滅・虫損により判読できない文字は、×記号で示した。記号で示した。また、判読不能の文字は、□記号で示した。

一、本文以外の部分は、「」で括り、その位置に従って(包紙ウハ書)(端裏切封ウハ書)などと傍注を付した。

一、編者が加えた傍注で、文字に関わるものは「」記号、参考・説明にわたるものは()記号を以て示した。

一、文書の内容に関して留意すべき点については、必要に応じて按文を付し、文頭に○記号を加えて本文と区別した。

〔西南院文書〕第七巻

八二 木食応其書状(切紙)

本紙縦一七・〇種
横計測不能

包紙縦三〇・九種
横計測不能

(包紙ウハ書)

高野山木食興山上人

熊山御門中御同宿中 応其

雖未申承候、令啓候、仍

御門中之内福生寺、近年

西南院江御無沙汰之由

承候条、多門院同へ異見

可申覚悟候処、旧冬兩院

互以入魂之旨、如前々、

西南院へ被返付候、弥於

此上者、從御門中、彼院江

御入魂候様、有御異見、御

取成尤候、就中、(豊臣秀吉)殿下様より

大仏之本願之儀、被仰遣候条、

近日致上洛候間、相応之御

用之儀候者、可蒙仰候、猶

從西南院、可有御演説候、

恐々謹言、

(天正十九年)

二月一日 応其(花押81)

熊山御門中御同宿中

八三 木食応其書状案 (切紙・表) 本紙縦二一・〇 横計測不能 包紙縦三一・六 横計測不能

(包紙ウハ書) 高野山木食興山上人

福生寺御同宿中 応其

雖未申通候、令啓候、仍

近年多門院(聞)仁被相

談之由候処、旧冬兩院

互以入魂、西南院へ被

返置候、然上者、向後無

御別儀、於被仰談者、愚老

別而可為満足候、就中、

從(豊臣秀吉)殿下様、大仏殿之儀、

依被仰付、近日致上洛候、

相応之御用、於在之者、

可承候、委曲期後面之

時候、恐々謹言、

(天正十九年) 二月一日 応其

福生寺御同宿中

○本文書の紙背に、八四号「木食応其書状案」が写されている。

八四 木食応其書状案 (切紙・紙背)

雖未申承候、令啓候、仍御

門中之内福生寺、近年

西南院江御無沙汰之由承候

条、多聞院江異見可申

覚悟候処、旧冬兩院互

以入魂之旨、如前々、西南院江

被返付候、江御入魂候様弥於此上者、從御

門中、彼院(豊臣秀吉)御異見有、御

取成尤候、就中、殿下様より

大仏之本願之儀、被仰遣候条、

近日致上落候間、相応之御

用之儀候者、可蒙仰候、猶從

西南院、可有御演説候、恐々

謹言、

(天正十九年) 二月一日 応其

熊山御門中御同宿中

○八二号「木食応其書状」の案文。八三号「木食応其書状案」の紙背に写されている。

八五 木食応其書状案 (折紙)

尚々、從福岡、(葉王寺)其許在城

衆へ此等之趣、無残

披露頼入候、

以上、

西南院・多聞院出入之儀、

先年無異儀相濟候処、

重而其元檀方中へ多聞院

音信在之由、葉王寺より

承候、言語道断之至候、所詮、

縦二九・三 横計測不能

向後多聞院被罷下候共、一切

不可有許容候、西南院

為檀方儀者、無其隱事

候条、自今以後、寺法も

如何候ニ候、各無異儀、於

御馳走者、可為満足候、前々

彼院ニ被立置候位牌等之

儀、從其方注文於被登者、

西南院可立置之由候間、

可被得其意候、猶口上ニ申

渡候、恐々謹言」〔上段〕

高野山木食興山上人
〔天正十九年カ〕
卯月一日 応其判

助五郎殿
〔備前岡山御大工〕

新兵衛殿
〔兵四郎殿 進之候、〕

〔上人より備前岡山へ下状ノ案文〕〔下段〕

○本文書は、成卷の際に中央を断ち切り、文字方向を合わせて上下に

貼り継いでいる。

八六 木食応其書状（折紙）

猶々、委細御使

僧へ申渡候、以上、

青巖寺御入院、

依之、内府様へ御礼、

縦三一・二種
横四六・三種

旁以珍重ニ存候、

御帷三ツ被下候、

過分至極ニ候、此等趣、

法印様江可然之様ニ
〔願返〕

御
〔取成頼入候カ〕
□□□□、恐々

謹言、

木
〔慶長六年〕
八月十三日 応其（花押82）

賢了房
〔致曼〕〔上段〕

○賢了房致曼は西南院第二十九世で、元和末年に徳川秀忠の命によつて、北室院から西南院に転住した〔『金剛峯寺諸院家析負輯』巻六

「先師歴代写」。

八七 宣宥書状（切紙）

西南院
〔包紙ウハ書〕

大瀧山御衆分中 宣宥
〔まいる〕

本紙 縦三〇・〇種
横五〇・六種
包紙 縦三二・七種
横二〇・五種

態以書状令啓候、随而旧冬者、

其許致音信候砌、各御懇之

儀共、快然此事ニ候、将亦、薬王寺之

儀に付而、別而預書中候ツ、

如仰、彼寺与当院之事、從

上代、雖為由緒之地、累年者、

依福生寺存分、何角与紛行候、

仍今度彼子細申分候へハ、互ニ

以入魂之旨、多聞院無相違

被返置候条、向後少も不可有異

儀候、左候上（木食応其）も木上迄も得

御意候之間、弥是非分明三候、剩

門中江一書御下候、被成拜見、

藥王寺江も慥ニ可仰届候、恐々

謹言、

西南院

（天正十九年乙卯）三月三日 宣宥（花押83）

大瀧山各中

参

○鏡尊房宣宥は西南院第二十五世で、龍光院に兼住した（『金剛峯寺諸院家析負輯』巻六「先師歴代写」）。

八八 福生寺某書状（切紙）

本紙縦一八・七種
横四九・〇種

包紙縦三二・七種
横三三・〇種

〔包紙ウハ書〕
（墨引）

高野山木食

〔福岡〕
「ふくおか」

御上人御返答 福生寺

（端裏切封墨引）
○封帯痕
アリ

尚々、委悉口上

申入候、かしく、

如尊意、不能拜顔候、

御意之条、如此候、（西南院・多聞院）兩院

就旦那之儀、被仰分候哉、

拙者式、若輩之事候而、

万端無案内にて候、乍

去、重而多門院へ

可罷下候条、可得

其意候、此方何篇

落居次第候はん、何

事ニ別之申分候はん哉、

恐惶敬具、

（天正十九年乙卯）三月十一日 福生寺（花押84）

御上人

参 御返酬

○包紙ウハ書の「ふくおか」は、備前国邑久郡福岡（現岡山県瀬戸内市長船町福岡）の藥王寺を指すと考えられる。

八九 備前熊山門中書状（切紙）

本紙縦二二・七種
横四七・七種

包紙縦三二・六種
横二二・三種

〔包紙ウハ書〕

備前門中

興山上人様尊答 熊山

尊札之旨、致頂拜、忝存候、

如御意、（藥）藥王寺之儀、多聞院与

就出入、近年疎遠罷成候処三、

上人様（木食応其）以御下知、如先々、西南院

御入魂之趣、被仰下、於門中

太慶不過之候、仍大仏御本願、

難有次第候、各致上落、（送）万端

可經尊意候条、不能愚説候、恐惶

謹言、

(天正十九年カ)
卯月拾二日 熊山門中
(未食迄其)
興山上人様尊答

九〇 難波常慶書状(切紙)

〔端裏切封ウハ書〕
(墨引) 常慶

西南院様御申難波
参 〇封帯ヲ
存ス、

尚々、連々以福生寺、
可申上候、かしく、

御懇札之通、致拜上候、

近年儀、多聞院江得御

意候処ニ、此節西南院江

福生寺御入魂之由候条、

何分師旦之儀者、福生寺

次第ニ奉存候、殊更從御

使僧、三種御持参、致頂

拜、過分存、恐惶謹言、

難波常慶(花押85)

八月廿六日

(宣有)
西南院様

御尊報

〇八七号の注参照。

縦一九・九種
横四九・五種

九一 薬王寺・福生寺某書状(切紙)

〔端裏切封ウハ書〕
参

(墨引) 備前福岡福生寺

西南院様同宿中

尚々、御持参過分奉

存候、罷上、近来之

御札等、可申上候、

如貴意、雖未遂拜

顔候、預御尊札、忝頂

拜候、就中、薬王寺之儀、

数年出入不相澄候処ニ、

只今從御下向、如連々、

師旦共ニ可得御意分候、

殊更岡山在城之工大工衆、余

多御座候、皆々御馳走無

極候、寺中拙身までも、

千喜万悦、大慶奉存候、

様子御使僧可被仰上候、

恐惶謹言、

薬王寺・福生寺

八月廿六日 祐(花押86)

(宣有)
西南院様

御同宿中

〇八七号の注参照。

縦二一・三種
横四九・九種

九二 西笑承兌書状（折紙）

縦三一・六種
横四九・五種

尚々、擯出之儀者、

（徳川家康）
内相府被聞召共、

御合点有間敷存候、

尊墨薰披、

但不存儀候、

（頼慶）
御庵室へ閑東へ

期後音、不能

可被越之由、昨日案内

懇筆候、

承候、不入儀候歟、

山中擯出之儀、從

（快正）
明王院、被申触之由、

拙老へも、先度其旨

雖被申越候、同心不申候、

擯出者、一山各無

御同心候者、成間敷儀

候哉、但貴寺之御法度

不存候、尚以、此方へ

（上段）
被申候者、

可令異見候、左右

方之御存分、互無

遠慮仕合存候、

恐惶頓首、

豊光寺

（慶長七年）
十一月廿三日 兌（花押 87）

（繼）
青岩寺 貴答（下段）

○本文書は、成卷の際に中央を断ち切り、文字方向を合わせて上下に貼り継いでいる。

九三 池田正時書状（折紙） 本紙縦二九・三種 横四五・二種 包紙縦三一・九種 横六・四種

（包紙ウハ書）
池田久左衛門入道正時之状

（封紙糊封ウハ書）
九度山二而

西南院様 御報 五智院

（墨引） 西院分

今度不慮致

登山候処、色々御

馳走之段、忝存候、

本知へ安度仕候者、

於西宮、本知之内

二石、永代西南院へ

寄進可申候、為其一

筆如此候、恐々謹言、

池田久左衛門入道

十二月十九日正時（花押 88）

西南院様 （上段）
参人々御中

『西南院文書』第七卷 花押集

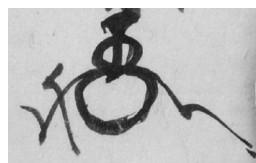
81 木食応其



82 木食応其



83 宣宥



84 福生寺某



85 難波常慶



86 薬王寺・福生寺某



87 西笑承兌



88 池田正時

